

令和8年度 旧滝宮保育所遊戯室室内遊具等整備事業プロポーザル仕様書

1 仕様書の意義

本仕様書は令和8年度 旧滝宮保育所遊戯室室内遊具等整備事業プロポーザルの前提条件となる仕様を示すものである。プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本仕様書に明記されている事項（以下「仕様書」という。）を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。

2 目的

現在、滝宮こども園内にある子育て支援センター「しいのき」を、旧滝宮保育所遊戯室へ移転することにあわせて、親子が訪れる子育て支援センターとしての機能とともに、天候に左右されることなく、就学前児童が室内で遊ぶことができる環境を整えるため、室内遊具等設置に係る受託候補者を選定する目的で公募型プロポーザルを実施する。

3 施設概要

- ・おもに0歳から就学前児童までを利用の対象とし、親子同伴を必須とする。
- ・職員の配置人数は2名とする。

4 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 旧滝宮保育所遊戯室室内遊具等整備事業

(2) 整備箇所

旧滝宮保育所遊戯室（面積205.8㎡）

住所：綾歌郡綾川町滝宮523-1

(3) 業務概要

ア 遊具等の配置計画作成

イ 遊具等の調達・納品・設置（安全対策を含む）

ウ その他（上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等）

※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案であれば、積極的な追加提案を求める。

(4) 契約上限金額

8,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）までとする。ただし、遊戯室改修工事の工期が令和9年3月12日（金）の予定であるため、改修工事が完了する日程を確認しながら、期限（3/26）までの期間で遊具等の搬入および配置計画のレイアウトへの設置を完了すること。

★スケジュール（予定）

年度		8年度						9年度
月		10	11	12	1	2	3	4
設計 施工	プロポーザル		11月					
	遊具等の手配 ～設置			12月～3月				
運用	施設のオープン							4月

5 基本的なコンセプト

- (1) 天候に左右されることなく、子どもと保護者が安心して利用できるあそび空間を整備するこ

とで、こどもの心身の健やかな成長を支える場とする。

- (2) 乳幼児から就学前までの子どもを対象とし、遊びの中で運動能力や非認知能力を育み、また創造する力を身に付ける遊具や備品等を配置し、健康と学びの場とする。
- (3) 親子がふれあえる機会を創出し、子どもの成長や学びに気づける場にするとともに、子育て世代のコミュニケーションが図れる交流の場とする。
- (4) 子育てに関する不安に対応できるよう、併設する子育て支援センターの相談支援が実施しやすい場とする。

6 要求水準

(1) 機能について

①シンボル遊具の整備

- ・利用者に親しまれる中核的な室内遊具を1基以上設置すること。
- ・素材としては、ぬくもりや自然素材の質感を感じられる木材が望ましいが、木材以外での提案でも可能とする。

②未満児（0～2歳児）を対象とした遊び場「ベビーエリア」を設置すること。

- ・乳幼児対象の揺れを楽しめるあそび機能を取り入れること。
- ・乳幼児が安心できるデザイン、カラーリングとすること。
- ・玩具等は安全設計、安心素材を使用すること。

③幼児期（3～5歳児）を対象とした遊び場「キッズエリア」を設置すること。

- ・体を動かせる「動」のスペースと、落ち着いて遊ぶ「静」のスペースを効果的にエリア分けし配置すること。

④絵本コーナーを設けること。

⑤遊具や玩具は移動可能とし、施設職員が自由にレイアウトを変更できるものとする。

ただし、転倒やズレなどに配慮した安全のための固定は可とする。

⑥遊具の設置により床面へ傷がつかないように必要に応じて遊具設置場所へ養生等の対応を実施すること。

⑦全ての子どもが分け隔てなく安心して遊ぶことのできる設計、レイアウトにすること。

⑧保護者が見守りやすいレイアウトとすること。

⑨基本的には、遊戯室のホール側半面を「子育て支援センター」、ステージ側半面を「室内の遊び場」と設定しているが、必ずしも室内遊具や備品等をホール側半面に配置してはいけないということではなく、全体的にバランスのとれたレイアウトとなるような提案を求める。（別紙1参照）

(2) 共通事項

①設置する遊具等は「一般社団法人幼児教育保育用品協会が発刊する「乳幼児・幼児施設遊具の安全に関するガイドライン」に基づいて製作すること。

②製造は国際規格 ISO 9001 認証を取得している企業が行うこと。

③賠償責任保険に加入し、対人・対物賠償 最大1事故総額5億円 同等以上とする。

④維持管理、メンテナンスに配慮した遊具とすること。

⑤床・壁に関する工事については原則なしとするが、安全上、遊具や備品に固定が必要な場合のビス穴などは発注者と協議の上決定とする。

7 その他

(1) 業務に当たっては、本町担当者と緊密に連携・協議して行うものとする。

(2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。